

認定審査の実施について

道路交通法及び確認事務の委託の手續等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号）の規定に基づき、駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定に係る審査を下記のとおり実施いたします。

１ 審査日時

令和８年１０月３０日（金）午前９時３０分から午前１０時３０分まで

２ 審査場所

千葉市中央区市場町１１番２号 千葉県文化会館大練習室

３ 対象者（確認事務の委託の手續等に関する規則第１０条第１項各号該当者）

- 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して３年以上である者
- 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して５年以上である者
- 上記各項目に掲げる者と同等の経歴を有する者

４ 申請手續

（１）受付期間

令和８年８月３１日（月）から同年９月１８日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の各日午前９時から午後３時３０分まで

（２）申請先

千葉市中央区長洲１丁目９番１号

千葉県警察本部交通部交通指導課駐車対策センター

（３）申請方法

認定審査を希望する方は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、申請先に提出してください。

注： デジタル庁のホームページに開設された電子政府の総合窓口（e-Gov（イーガブ））において、電子申請することができます。ただし、電子申請はパソコン（アプリケーション）で行えますが、スマートフォンから申請はできません。電子申請を希望される方は、一度お問合せください。

（４）必要な書類

ア 認定申請書（千葉県道路交通法施行細則別記第４号様式の４）

イ 写真１枚

申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３センチメートル、横の長さ２．４センチメートルのもの。

ウ 経歴証明書（確認事務の委託の手續等に関する事務取扱要領様式第２９号、警察官用）、証明願（同様式第３０号、退職警察官用）又は認定申請に係る経歴申立書（同様式第３１号、一般人用）

認定申請にかかる経歴申立書を提出する方は、放置車両確認機関等の法人が作成する「当該申請者に関し、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項第2号、第3号に従事した者であることを証明する書面」を併せて提出してください。

5 申請手数料関係

(1) 認定審査申請手数料

4,500円

(2) 納入時期及び納入方法

ア 申請先において提出した場合

現金又はキャッシュレス決済により、認定申請書提出時に納入してください。

なお、キャッシュレス決済の詳細については、千葉県警察ホームページを確認してください。

イ 電子申請した場合

電子申請後、申請手数料の納入案内をしますので、申請先において現金又はキャッシュレス決済により納入してください。

ウ 納入時期については、認定申請書受付期間内とします。

6 その他

(1) 受付終了後、認定申請手数料は返還できませんので、ご了承ください。

(2) 申請書等の様式については、千葉県警察ホームページ／申請・届出／申請書ダウンロード／交通指導課に掲載しています。

(3) 認定審査は、駐車監視員資格者講習の修了審査と一緒に実施します。

(4) 認定審査は正誤式50問で、合格基準は90パーセント以上です。また、認定審査後、合否判定、認定証明書の交付などで、当日は、午後2時30分頃までかかる予定ですので、ご了承ください。

(5) 認定審査の当日が悪天候等で、公共交通機関に大幅な遅延が生じた場合は、実施時間等を変更することがありますので、ご了承ください。

(6) 駐車監視員資格者証を取得できる方は、認定審査に合格した方のみとなり、駐車監視員資格者証交付申請手續（手数料9,900円）が別途必要となります。

詳細については、認定審査合格者に対し説明します。

(7) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に採用となり、選任を受けない限り、駐車監視員の活動はできません。

(8) のどの痛み、発熱、咳が出るなど体調が悪い方は、受講を控えていただきますようお願いいたします。

本件問合せ先

千葉県警察本部交通部交通指導課

駐車対策センター駐車企画係

電話043-201-0110（代表）

